

様式 A - 2

不利益処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日作成)

[所管： こども未来部 おやこ保健課]

No..	法令名	根拠条項	処分名	基準
1	豊中市保健センター条例	6	保健センター使用承認の取消し等	B
2	児童福祉法	20-8	指定療育機関の指定の取消等	B
3	児童福祉法	19 の 6	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消	B
4	児童福祉法	19 の 18	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消等	B
5	児童福祉法施行規則	7 の 16	小児慢性特定疾病指定医の指定の取消	B
6	豊中市立児童発達支援センター条例	7	児童発達支援センターの利用制限	B

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		保健センター使用承認の取消し等
根拠法令及び条項		豊中市保健センター条例第 6 条
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 保健企画係
処 分 基 準	関係条項	豊中市保健センター条例第 6 条
	基 準	1. 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。 （保健センター条例第 6 条） （1） 使用承認の条件に違反したとき。 （2） この条例若しくはこれに基づく市規則の規定に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 （3） 承認を受けた使用の目的以外に使用したとき。 （4） 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき。 （5） 管理上支障があるとき。上記に該当するものは、以下のとおりです。 （例） ①地震、台風等の災害（天変地異）の発生（何らかの警報等が発令されている期間を含む）によりセンターが使用できない場合。 ②「保健センターの使用承認」の審査基準において、施設の使用を承認しない場合に該当する使用であることが判明した場合。 ③その他、同条例第 1 条に掲げる施設の設置目的を著しく逸脱し、適当でないと判明したとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定療育機関の指定の取消等
根拠法令及び条項		児童福祉法第 20 条第 8 項
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 保健企画係
処 分 基 準	関係条項	児童福祉法第 20 条第 8 項
	基 準	指定療育機関が第六項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第二項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、厚生労働大臣が指定した指定療育機関については厚生労働大臣が、都道府県知事が指定した指定療育機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができる。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消
根拠法令及び条項		児童福祉法第 19 条の 6
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 保健企画係
処 分 基 準	関係条項	児童福祉法第 19 条の 6
	基 準	次に掲げる場合。 一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。 二 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 三 その他政令で定めるとき。 児童福祉法施行令 第二十二條の三 法第十九條の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が法第十九條の三第一項又は第十九條の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消等
根拠法令及び条項		児童福祉法第 19 条の 18
所管部課（室）係名		こども未来部 およこ保健課 保健企画係
処 分 基 準	関係条項	児童福祉法第 19 条の 18
	基 準	次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至ったとき。 二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。 四 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。 五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、第十九条の十六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。 八 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 九 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 十 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。 十一 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるに至ったとき。（平二六法四七・追加）
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		小児慢性特定疾病指定医の指定の取消
根拠法令及び条項		児童福祉法施行規則第 7 条の 16
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 保健企画係
処 分 基 準	関係条項	児童福祉法施行規則第 7 条の 16
	基 準	指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるとき。
	参考事項	
備考		

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		児童発達支援センターの利用制限
根拠法令及び条項		豊中市立児童発達支援センター条例第 7 条
所管部課（室）係名		こども未来部 おやこ保健課 児童発達支援センター
処 分 基 準	関係条項	児童発達支援センター条例第 7 条 児童発達支援センター条例施行規則第 6 条第 1 項
	基 準	（児童発達支援センター条例第 7 条） 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を拒むことができる。ただし、法定の手続を必要とするときは、それによる。 (1) 定員に余裕がないとき。 (2) 第 5 条各項に該当する者でなくなったとき。 (3) その他市規則で定める場合に該当するとき。 （児童発達支援センター条例施行規則第 6 条第 1 項） 第 6 条 条例第 7 条第 3 号の市規則で定める場合に該当するときは、次のいずれかに該当するときとする。 (1) 利用児童が疾病にかかり、又はその他の事由により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。 (2) 保護者又は利用児童が市長の指示に従わないとき。 (3) 条例第 4 条第 1 項第 8 号に規定する障害児一時預かり事業(以下「障害児一時預かり事業」という。)の利用児童が、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 56 条の 6 第 2 項に規定する人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児であるとき。 (4) 障害児一時預かり事業の利用児童が、市内に住所を有する者でないとき。 (5) その他利用を不相当と認めるとき。
	参考事項	
備考		